議案第127号 令和元年度宝塚市一般会計補正予算(第4号)

資料7 ファミリーサポートセンター事業 減額の根拠、当初の見込と実績

1 ファミリーサポートセンター事業の無償化について

幼児教育・保育の無償化において、市町村から保育の必要性の認定を受けた世帯の児童が、ファミリーサポートセンター事業、認可外保育施設、認可保育所の一時預かり事業、病児保育事業等を利用した場合、支払った利用料の総額に対して、下記の金額を上限として、施設等利用費が給付される。

- ① 3~5歳児(所得制限なし):月額37,000円
- ② 0~2歳児のうち住民税非課税世帯の児童:月額42,000円

## 2 当初見込

ファミリーサポートセンター利用助成金(3,260 千円)の内、幼児教育・保育の 無償化対象世帯利用助成(2,460 千円)の内訳

- ① 3~5歳児 (限度額 37,000円/月) 37,000円×6か月×2人 444千円
- ② 住民税非課税世帯の $0\sim2$ 歳児 (限度額 42,000円/月) 42,000円×6 か月×8 人 2,016 千円

## 3 減額補正の理由

保育の必要性の認定を受けている利用者が、ファミリーサポートセンター事業や 認可外保育施設、保育所一時預かり事業、病児保育事業などを利用した場合、その 利用料総額のうち幼児教育・保育の無償化における施設等利用費の上限に達するま での額が給付対象となる。

このことから、利用者の手続きをわかりやすいものとし、事務の簡素化を図るため、ファミリーサポートセンター事業と認可外保育施設補助金に分かれている施設等利用費の給付事務を認可外保育施設補助金に一本化することとし、ファミリーサポートセンター利用助成金の内、幼児教育・保育の無償化対象世帯利用助成見込額の 2,460 千円を減額する。